

運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社イコールが開設するイコール ヘルパーステーション（以下「本事業所」とする。）は、ご利用者の生活の質の向上と、地域福祉の発展を目的として介護事業を行う。

(運営方針)

第2条 本事業所の運営方針は以下のとおりとする。

- (1) 提供する家事、身体介護その他の生活全般の援助サービスは、利用者ニーズの丁寧な聴き取りと把握に基づき、利用者及び家族の有する能力と希望に応じた豊かな在宅生活を営むことに資するために行う。
- (2) 事務作業の効率化などを通して従業員が適切に休暇が取れ長く働き続けられる職場の構築を通し、安定的なサービス提供に繋げる。
- (3) 業務の実施に際し、他のサービス機関や関係行政機関との綿密な連携を図り、利用者のニーズに沿った総合的なサービスの提供を行うとともに、他事業所とも連携しあい在宅ケア業界全体の底上げに資するよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 本事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 イコール ヘルパーステーション
- (2) 所在地 東京都東大和市仲原1-6-2

(サービス内容)

第4条 本事業所の提供するサービスは、次のとおりとする。

- (1) 介護保険法に基づく、訪問介護及び総合事業
 - i 訪問介護
 - 身体介護：入浴、排せつ及び食事の介護、通院介助
 - 生活援助：調理、洗濯及び掃除等の家事
 - 通院等乗降介助：通院等の介助にて本事業所の従業者が自ら運転して通院を支援
- (2) 障害者総合支援法及び関係法令に基づく、居宅介護、重度訪問介護及び地域生活支援
 - i 居宅介護
 - 身体介護：入浴、排せつ及び食事の介護、通院介助
 - 家事援助：調理、洗濯及び掃除等の家事
 - 乗降介助：通院等の介助にて本事業所の従業者が自ら運転して通院を支援
 - ii 重度訪問介護
 - 重度の肢体不自由者であって常時介護を有する障害者に対する入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助

iii 地域生活支援

外出時における移動中の介護並びにその他の生活全般にわたる援助

(3) 上記に関連した介護員派遣による日常生活の支援

(職種、員数等)

第5条 本事業所の従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 2名以上～5名以下

サービス提供責任者は、利用者との契約やニーズ調整を行い、介護計画の作成を行う。

また、サービス提供に関わる従業員の監督及び技術指導を行う。

(3) 介護員 (介護職員初任者研修修了者または同等以上の資格を有する者)

訪問介護員はサービス提供責任者の指示及び介護計画に基づきサービスを提供する。

(4) 事務員 若干名

事務員は管理者の指示に基づき、請求及び書類作成等の事務補助を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所のサービス提供時間及び事務所の営業日時は、次のとおりとする。

(1) サービス提供時間 24時間365日

(やむなくヘルパー人員が確保できない場合を除く)

(2) 事務所受付日時 月曜日から土曜日

午前9時から午後6時まで

(12月30日～1月3日を除く)

(3) 電話による緊急連絡 24時間365日

(利用料)

第7条 介護保険及び障害者総合支援サービスの利用料は厚生労働大臣が定める額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はその1割の額とする。

2 第9条に定める通常のサービス実施地域を越えて行うサービスの場合は、その交通費用を徴収する。ただしその場合は、事前に書面により利用者の同意を得るものとする。

(事業の主たる対象者)

第8条 事業所において居宅介護・移動支援を提供する主たる対象者は次のように定める。

介護保険対象者(要支援、要介護)または要介護状態の高齢者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者

障害児(18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者)

(通常のサービス実施地域)

第9条 サービス提供の通常の実施地域は、東大和市、武蔵村山市、東村山市、小平市、立川市の区域

とする。

(研修)

第10条 事業所は、従業員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 新規採用後概ね半年程度
- (2) 全体研修 年10回
- (3) グループ別研修 個人の業務スキルに応じた研修計画に基づき随時

(緊急時の対応方法)

第11条 介護員は、業務実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、救命救急への連絡や応急処置など必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告し、家族や主治医への連絡等最善の対応を講ずるものとする。

(虐待防止のための措置)

第12条 事業所は利用者の人格を尊重したサービス実施を行うとともに、関係法令に基づき従業員による虐待の防止に必要な措置を講じる。

- 2 従業員の間接に係わらず、サービス利用者が虐待を受けている恐れがあると推定される場合には、関係行政機関及び必要なサービス機関と連携し、ただちに虐待被害の防止に努めるものとする。

(個人情報保護のための措置)

第13条 従業員は業務上知り得た個人情報を、いかなる理由があっても業務以外で使用しないものとする。

- 2 前項の規定は従業員でなくなった後においても厳守するものとし、従業員との雇用契約においても明示し徹底する。

(その他運営についての事項)

第14条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社イコールと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、2014年 6月 1日から施行する。

2014年 7月 1日改定

2015年 2月 1日改定

2015年 4月 1日改定

2015年 10月 1日改定

2016年 2月 1日改定

2016年 6月 1日改定

2018年 1月 1日改定

2018年 4月 1日改定